

学生野球資格の回復に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、日本学生野球憲章（以下「本憲章」という。）第14条に基づき学生野球資格の回復に関する手続を定める。

（学生野球指導者への回復）

第2条 プロ野球団体退団後、高等学校教員または大学の専任教員（教授、准教授、講師、助教）として採用された元プロ野球団体関係者は、当該高等学校校長または当該大学学長の申請により、日本学生野球協会において適性審査を受けることができる。

なお、高等学校における申請は、都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、大学においては、当該大学が加盟する大学野球連盟、全日本大学野球連盟を経て申請するものとする。

- 2 ただし、教員資格を有する元プロ野球団体関係者であっても高等学校教員もしくは大学専任教員として採用されていない場合は、学生野球資格を有するとはみなされない。
- 3 高等学校教員もしくは大学専任教員として採用後、日本学生野球協会でも適性審査を承認され学生野球資格が回復したものは、当該高等学校または当該大学を退職しても再びプロ野球団体と契約しない限り学生野球資格を有するものとする。
- 4 第1項の申請手続については別途定める。

（審判員への回復）

第3条 都道府県高等学校野球連盟もしくは各地区大学野球連盟は、元プロ野球審判員で、プロ野球を円満退職した者について、人格、識見、技術ともに優れ、且つ本憲章並びに各連盟で定められた諸規定を誠実に遵守するものと認められる場合には、その者を審判員に委嘱することができる。その候補者は、当該野球連盟より、日本高等学校野球連盟もしくは全日本大学野球連盟を経て、日本学生野球協会の適性審査を受けなければならない。

- 2 前項の申請手続については別途定める。

（その他）

第4条 前2条以外の学生野球資格の回復については、日本学生野球協会（以下「本協会」という。）が認定した日本野球機構の研修を修了したもので、本協会が制定した「学生野球資格回復に関する研修」を修了したものは、本協会の適性審査を受け学生野球資格を回復することができる。

- 2 前項の研修内容および申請手続については別途定める。

（施行日）

第5条 本規則は平成23（2011）年3月1日から施行する。

平成24年2月22日改正 平成24年3月1日施行

平成25年6月18日改正 平成25年7月1日施行

平成29（2017）年2月27日改正 施行